

嘉麻市特定空家等解体撤去補助金 概要簡易説明版

○この補助は、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある危険家屋等の早期解消を目的としたものです。

すべての空家等の解体が対象となるものではありません。

○今年度の解体申請締切は11月末の予定です。

○補助額は対象経費の1/2又は国土交通大臣が定める床面積1㎡当たりの標準除却費の1/2のいずれか低い額（上限50万円）

※対象経費は見積書の内容を精査したうえで算出された額になります。

対象条件簡易チェックリスト

（下記記載以外にもいくつかの条件があります）

- 対象家屋が住宅不良度の測定基準（評定100点以上）を超えていること。**
 - ・外観目視による判定です。
 - ・内部は見ませんので、立ち会いの必要はありません。
- 登記されている場合は所有権以外の権利が設定されていないこと。**
 - ・抵当権など。
- 嘉麻市内の解体撤去を行う資格を有する業者に請け負わせ解体すること。**
 - ・市内に本店、営業所又は事務所その他これに類する施設を有している必要があります。
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。**

- 所有者等及び所有者等と同一世帯に属する者の市税及び公共料金等に滞納がないこと。**
 - ・滞納照会を行う同意が必要です。
- 暴力団等と関係がないこと。**
 - ・警察照会を行う同意が必要です。
- 交付決定を受ける前に工事の契約又は着手をしていないこと。**

- 交付決定後は、属する年度の2月末までに解体を完了すること。**